

三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド



第17期決算および分配金のお支払いについて

平素は「三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2018年10月22日に第17期決算を迎え、分配を行いましたので運用の振り返りと今後の見通し等と併せてご報告いたします。

分配実績(1万口当たり、税引前)

第17期決算の分配金額は、基準価額水準や市況動向等を勘案し、以下の通りとしました。

決算	-	2016/10/20	2017/10/20	2018/10/22	設定来累計 (2018/10/22まで)
	第1~14期	第15期	第16期	第17期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	17,400円 (174.0%)	1,000円 (7.0%)	1,800円 (15.6%)	500円 (3.4%)	20,700円 (207.0%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	392.7%	-12.7%	43.5%	-22.5%	378.4%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1~14期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(税引前)の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りと異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

運用の振り返りと今後の市場見通し

<今期の運用の振り返り>

①2017年10月20日～2018年1月

香港株式市場（ADR（米国預託証券）含む、以下同じ）は、中国経済の安定化に対する確信度の高まりや人民元相場の落ち着き、中国本土からの資金流入などから上昇しました。米国の株高など堅調な海外市場や、主力企業を中心に企業業績の拡大が続いたことも追い風となりました。一方、為替面では、日銀による金融緩和縮小への思惑などから対円で香港ドル安が進み、基準価額に対して若干のマイナスとなりましたが、香港株式市場の上昇がそれを上回るプラス寄与となり、基準価額は2018年1月に一時16,000円を上回りました。

②2018年2月～2018年6月中旬

香港株式市場は、2018年2月上旬以降、米国株式市場の急落を契機とする世界的な株安の影響や米中貿易摩擦への懸念などから下落しました。その後は、中国の自動車・金融市場の開放策等の発表の一方で、米国による中国のハイテク企業への制裁など、好材料と悪材料が入り混じる中、一進一退の展開となりました。また、この期間の為替は、2月の米国株式の調整に伴うリスク回避の動きから、米ドルと連動する香港ドル対比で円高圧力が高まりましたが、4月以降は米国金利の上昇や好調な米国経済を受けて円安基調に転換しました。

③2018年6月中旬～2018年10月22日

2018年6月中旬以降、米国の利上げや米中貿易摩擦の深刻化による中国経済の先行き不透明感の高まりから投資家のリスク回避姿勢が強まり、香港株式市場は期末（2018年10月22日）にかけて下落しました。基準価額も下落基調となり、期末には10,922円（500円の分配金お支払い後）となりました。

<今後の見通し>

中国経済は、米中貿易摩擦問題の長期化による深刻な悪影響は確認されていないものの、製造業のセンチメントは悪化傾向にあり、景気の先行き不透明感が徐々に高まっています。一方、中国政府は、個人所得税の最低課税所得の引上げやインフラ投資加速を前提とした地方政府による債券発行の拡大など、財政拡大による景気対策を進めています。また、10月7日には、今年3回目となる預金準備率の引き下げを発表するなど、金融政策による景気下支えにも動いています。2019年にかけて中国の経済成長は緩やかに鈍化する見込みですが、安定重視の経済運営方針は不変であり、景気が大幅に下振れるリスクは限定的とみています。

香港株式市場は、11月の米国中間選挙までに米中貿易摩擦問題が収束することは見込み難いため、引き続き不安定な展開が続くとみられます。一方、中国政府は景気の下振れに配慮した政策に転換しており、財政出動など柔軟に対応する構えです。今後、インフラ投資の拡大などの政策効果が確認されるにつれて、市場は落ち着きを取り戻すとみています。

本土株式市場も、徐々に落ち着きを取り戻し、中長期的な上昇トレンドは維持されると判断しています。景気への配慮を強めた政策方針のもと、企業業績の拡大や国有企業改革など構造改革の進展、人民元の落ち着き、MSCIによるA株の組入比率引上げ観測を受けた海外資金の流入などが相場の支援材料になるとみています。

（次ページに続く）



<①②③の期間別の騰落率>
(税引前分配金再投資基準価額ベース)

①	②	③	今期
2017/10/20～ 2018/1/31	2018/1/31～ 2018/6/14	2018/6/14～ 2018/10/22	2017/10/20～ 2018/10/22
6.7%	-2.1%	-25.8%	-22.5%

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

中国において中間層が拡大するにつれ、生活の質を向上させようとするトレンドは今後も続くと考えられ、①インターネット・eコマース（より快適で便利な生活をサポート）、②教育（より高品質かつ包括的な教育サービスの提供）、③ヘルスケア（人口高齢化、より健康的な生活のための医療サービスの充実）、④クリーンエネルギー（環境保護意識の高まり）、⑤金融サービス（保険普及率拡大）といった分野については、米中貿易摩擦の動向に関わらず堅調な成長が期待されます。また、ハイテク分野や消費関連分野は、米中貿易摩擦により足元逆風を受けていますが、中国政府は今後、輸出から内需主導への経済構造の転換、ハイテク分野の高付加価値化を推進することで自国経済の強化を図ると考えており、こうした動きは当ファンドで着目する分野にとって中長期的にプラスであると判断しています。

※上記の今後の市場見通しは当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ポートフォリオの概況（2018年9月末現在）

<資産構成比率（%）>

株式	92.8
H株	15.6
レッドチップ	20.3
香港その他	15.9
上海・深センA株	22.5
上海・深センB株	0.0
その他	18.5
リート	0.0
A株連動債券	0.0
先物等	0.0
現金等	7.2
合計	100.0

<組入上位10業種（%）>

1	ソフトウェア・サービス	17.7
2	保険	14.6
3	消費者サービス	7.0
4	食品・飲料・タバコ	6.8
5	銀行	4.9
6	医薬品・バイオテクノロジー	4.8
7	エネルギー	4.7
8	ヘルスケア機器・サービス	4.5
9	電気通信サービス	4.2
10	小売	3.7

※業種はGICS（世界産業分類基準）による分類です。

<組入上位5通貨（%）>

1	香港ドル	51.8
2	中国元	22.5
3	アメリカドル	18.5

<組入上位10銘柄（%）>

（組入銘柄数 45）

銘柄	市場/業種	比率	コメント
1 テンセント	香港 ソフトウェア・サービス	8.1	中国のインターネットサービス大手。対話アプリ「微信」（日本の「ライン」に相当）やインスタント・メッセージ「QQ」で築いた膨大な顧客基盤とブランド力を背景に、ゲームやオンライン決済サービス、動画配信などを展開する。
2 アリババ・グループ・ホールディング	その他 ソフトウェア・サービス	7.9	中国のインターネット通販最大手。個人間取引を仲介する淘宝网（タオバオ）と、企業と個人間の取引の場である天猫（Tモール）の運営を中核とする。インターネット関連企業・事業等の買収を通じ、積極的に事業分野を拡大。日本のソフトバンクが出資している。
3 平安保険	H株 保険	7.2	1988年に深セン市で創業した民営企業であり、生命保険では中国人寿保険に次ぐ中国第2位。国際経験豊かなマネジメントと知名度及び好感度の高いブランド、各種金融商品のクロスセリング等に強み。
4 貴州茅台酒	上海A株 食品・飲料・タバコ	4.1	中国の大手酒造メーカー。良質の水と原材料に恵まれた貴州省茅台（マオタイ）鎮を拠点に、世界3大蒸留酒の一つとされる茅台酒を生産する。茅台酒は「国酒」とも呼ばれている。
5 新东方教育科技	その他 消費者サービス	4.0	語学・教育サービスの中国最大手。英語学校のチェーン展開が主力で、児童クラスから学生や社会人向けの試験・海外留学対策クラスまで幅広いサービスを提供する。会社の設立は1993年で、創業者は中国で最も有名と言われる英語教師。
6 Cトリップ	その他 小売	3.7	中国のオンライン旅行代理店最大手。自社サイトやコールセンターを通じて航空券やホテルの予約サービスを提供するほか、パッケージツアーも販売する。中国における中長期的な旅行需要の拡大やインターネット普及率の拡大は大きなビジネスチャンス。
7 中国太平保険	レッドチップ 保険	3.0	中国の保険大手。主力の生命保険のほか、損害保険や再保険なども手掛ける。海外展開にも積極的で、東アジアや東南アジア、オーストラリア、欧州など、充実した海外事業ネットワークを持つ。
8 永輝超市	上海A株 食品・生活必需品小売り	3.0	中国の大手スーパーマーケットチェーン。生鮮スーパーの運営ノウハウに優れ、近年はイートイン等新しいスタイルのサービスを積極的に手掛けている。インターネットサービス大手のテンセントが出資している。
9 華東医薬	深センA株 ヘルスケア機器・サービス	3.0	中国の大手薬品メーカーで医薬品の卸売も手掛ける。漢方薬のほか、免疫抑制剤や消化器系薬品、抗腫瘍薬品等の分野で高い競争力を誇る。卸売では浙江省で最大手のポジションにある。
10 通化東宝薬業	上海A株 医薬品・バイオテクノロジー	2.4	インスリンを主力とする吉林省の大手薬品メーカー。中国では生活様式の欧米化が進む中、糖尿病患者が増え続けており、業績は順調に拡大中。

（注1）上記に記載されている数値は、表示桁未満がある場合は四捨五入して表示しています。

（注2）各構成比率は、ファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

ファンドの特色

1. ニュー・チャイナ・マザーファンドへの投資を通じて、エクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
 - 中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的な運用視点に基づき、各業種毎に競争力の強いエクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
 2. 新規公開企業にも選別投資します。
 - 中国を代表する企業の新規公開にも着目し、選別投資することにより、より高い収益確保を狙います。
 3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 4. 実質的な運用はスミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン） リミテッドが行います。
- ※ 株式の実質組入比率は原則として高位を保持します。
- ※ 中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する証券を組み入れることがあります。
- ※ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。景気のダウンサイドリスクやカントリーリスクに対しては、株式組入比率による調整に加え、株価指数先物などを利用することもあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
-
- 人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資について、QFII（適格国外機関投資家）制度においては回金規制の制約を受けません。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受け付けを中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただくことがあります。
 - 上海・香港および深セン・香港株式相互取引制度においては、QFII制度と異なり、中国当局の認可が不要で、回金制限もありません。ただし、上海および深セン証券取引所に上場するA株のうち、取引可能な銘柄が一部の銘柄に限定されています。また、取引通貨はオフショア人民元となり、中国本土内外の人民元為替取引は完全には自由化されていないため、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。
 - 中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。株式等の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、2014年11月17日以降、当面課税が免除される旨、中国国家税務総局および中国证券监督管理委员会より公表されています。その他関連する中国の法令・通達および日中間における租税条約は、現状存在しません。将来的に上記の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
 - 中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。
 - 中国政府当局により、委託会社がQFIIの認可を取り消された場合、人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資は株式相互取引を利用して行います。
 - 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.30%）を差し引いた価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

信託期間

無期限です。（信託設定日：2001年10月22日）

決算日

毎年10月20日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込不可日

香港の取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.24% (税抜き3.00%) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.944% (税抜き1.80%)の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ：http://www.smam-jp.com</p> <p>電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 金融商品取引業協会 金融商品取引業協会	日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号	○		○			※1
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○					
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○			○		
イチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号	○					
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
F F G証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○					
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○			
カブットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○		
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第6号	○					
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号	○	○				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○					
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号	○					
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○					
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第114号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
西日本シティT T証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○			○		
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○					
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第148号	○					
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○					※1
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○					
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第6号	○					
ほくほくT T証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第167号	○					

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしていません。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○					
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○					
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○					
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○			○		
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○		○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第6号	○			○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○					
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○					
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○			○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○					
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○					※2
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第12号	○			○		
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号						
飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第252号						
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第25号						
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号						
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号						
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号						

備考欄について

※2：ネット専用

販売会社

販売会社名	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○					
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号						
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○					
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第26号						
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○					
亀有信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第149号						
観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第58号						
吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第22号						
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○					
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○					
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号						
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号						
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号						
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号						
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第191号						
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第38号						
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号						
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第158号						
城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第147号	○					
新庄信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第37号						
静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○					
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○					
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○					
空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第21号						
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第26号						
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号						
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号						
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号						
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第169号	○					

販売会社

販売会社名	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号						
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○					
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○					
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○					
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○					
浜松信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号						
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第76号	○					
備北信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第43号						
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号						
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○					
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号						
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○					
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第19号						
水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第48号						
室蘭信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第33号						
盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第54号						
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第39号						
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○					
米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第50号						
留萌信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第36号						

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。